

# ミツヒロニュース



暑中お見舞い申し上げます。もうすぐお盆がやってきます。私も毎年お墓参りをしています。お墓は一家の根に当たりお墓を粗末にしては家の繁栄は無いと思います。木でいえば根の部分なので、根が腐った木には花は咲かないということです。「はかない」人生という言葉は、お墓を持たない家が悲惨な思いをするということから生まれた言葉と聞いたことがありますが、やむを得ず「墓じまい」をする場合は、やり方に気をつければ、子孫に影響することはないそうです。ぜひ、お盆に先祖を供養して頂きたいと思えます。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇合同会社設立のすすめ
- ◇10月から始まるキャッシュレス・消費者還元事業
- ◇協賛イベント  
夏の夜、  
基町の水辺で映画を観よう！
- ◇お知らせ  
夏期休業のお知らせ
- ◇あとかぎ  
バジルを育てています



## 合同会社設立のすすめ

平成 18 年会社法が施行され、合同会社という制度が設けられました。平成 19 年度には、6,079 件でしたが、平成 29 年度には、27,270 件となり、その年度に設立登記された会社の件数の約 23%にあたります。合同会社は、規模が小さく「これからやりたい」「とりあえず会社にしたい」という場合に適しています。合同会社は 1 人の出資者が資本金 1 円以上で設立できます。

- ①合同会社の社員は、間接有限責任社員から構成されていて、会社に対し出資義務を負うだけです。また、定款自治により社員が自ら業務執行を行い、会社を代表します。
- ②会社の内部的には民法上の組合であり、対外的には有限責任という会社類型です。つまり、社員全員の一致により、取決めを自由に行うことができます。ただし、社員については、善管注意義務や忠実義務、競業禁止義務、利益相反取引の制限、会社に対する損害賠償責任、第三者に対する損害賠償責任等が規定されています。

### 【1】合同会社のメリット

#### 株式会社と比較した合同会社のメリット

- 設立時点での初期費用が安くなります。
- 役員任期がなく登記手続が不要です。
- 決算公告が不要です。
- 会社設立後の運営費が低くなります。
- 損益分配を出資者の意志で決めることができます。

(次項へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : [info@office-m.co.jp](mailto:info@office-m.co.jp)

## 1. 事業を始めるまでにかかる費用が安い

定款認証が不要のため、諸費用が安くなります。

	合同会社	株式会社
登録免許税	6万円	15万円
公証人の手数料	—	5万円
収入印紙	4万円	4万円
合計	10万円	24万円

## 2. 社会的信用が獲得できる

法人格を有することで、対外的な信用が高くなります。「信頼・信用」は、とても重要ですので、法人格を取得することは大きなメリットとなります。

## 3. 有限責任である

合同会社に出資して、その会社が損失を出した場合、損失の範囲は、出資額に限定されます。

株式会社も合同会社と同じ有限責任ですが、合名会社や合資会社の場合は「無限責任」となります。無限責任の場合は、会社が損失を出して支払えない場合、出資者個人にも責任が及んでしまいます。この責任の違いという点で、合同会社は合名会社や合資会社よりもメリットがあるといえます。

## 4. 自由に損益配分できる

株式会社では、原則として出資した割合に応じて、会社の利益が配当される金額が決まるというルールがあります。

合同会社では、出資の割合に関係なく、能力、技能を持った人に対して、定款によって多くの利益を配当できるように決めることができます。

定款によって利益などの配分の仕方を出資した金額に関係なく自由に設定することができます。

この利益の分配を内部で自由に決定できるという点は、合同会社と株式会社では大きく異なる部分です。これを理由として合同会社を設立する人もいます。

## 5. 役員の任期が無制限である

株式会社では、代表取締役などの任期は最大 10 年間（非公開会社の場合）と会社法で決まっています。任期満了のたびに、同一の役員が引き続き同じ役職となる場合でも、役員の重任の手続きをする必要があり、書類作成をはじめ、法務局への届出などの作業が必要となるうえ、お金も必ずかかります。会社法では登記事由が発生した場合、2 週間以内に登記することが定められており、役員の任期が到来したにもかかわらず、うっかり登記をするのを忘れてしまった場合、会社法違反となり、100 万円以下の過料が科されることがあります。

合同会社の場合には、代表社員などの役員に任期が定められていないので、変更の手続きも不要ですし、お金もかかりません。実際に変更したときに登記をします。

## 6. 資金調達の幅が広がる

一般的に、資金調達の観点では、個人事業主よりも会社のほうが資金を集めやすく、方法としても多様です。会社と個人事業主の信用力の違いや、事業をどの程度大きくやろうとしているかの違いにより、調達方法が変わります。

## 7. 決算公告の義務がない

株式会社では、毎年の決算の内容を官報などで発表する義務があります。決算をするのはどちらも同じですが、株式会社には決算内容の報告が課されているのです。

決算の報告をする場合には、通常は官報に掲載するという方法をとります。そのため、官報に掲載する費用として最低 6 万円程度の費用がかかることとなります。

合同会社にも、決算をする義務はありますが、決算内容を公告する義務はありません。

## 【2】 合同会社のデメリット

### 株式会社と比較した合同会社のデメリット

- 合同会社を知らない人への説明が大変です。
- 意思決定に社員全員の一致が必要です。
- 個人事業主と比べて社会保険料の負担がかかります。

#### 1. 知名度が低い

取引先に逐一「合同会社とはこのような組織である」ということを説明しなければいけません。

#### 2. 人的信頼関係が崩れると大変

原則として、意思決定に社員全員の同意が必要ということは、1人でも反対の社員がいると意思決定できません。

#### 3. 社会保険料などの負担

会社は社会保険の加入が義務となるため、社会保険に加入していない個人事業主と比べると負担が大きくなり、維持費という点ではデメリットといえます。

## 【3】 合同会社の税制

1) 合同会社は、普通法人として課税所得及び法人課税の計算をします。

2) 社員として加入する場合には、普通法人と同様に合同会社へ出資を払い込む方法と、社員となる者が既存の社員からその持分を譲り受ける方法があります。

3) 合同会社から利益の配当を受けることができます。

個人が受け取る場合には、その受取配当金は原則として総合課税となります。総合課税を対象とした配当所得については配当控除の適用を受けることになります。

法人が受け取る場合は、その受取配当金については、益金として法人税の課税所得となります。

## 【4】 株式会社への組織変更は簡単にできる

合同会社の形態で設立して、事業を運営していたが、やはり株式会社の形態の方がよかったと思直すこともあります。その場合でも、組織変更について出資者全員の同意があり、債権者保護手続きである官報公告を行えば、株式会社に組織変更できます。



## 協賛イベント 夏の夜、基町の水辺で映画を観よう！

弊社が協賛している**市民野外上映会**が、今年も基町の川岸にて開催されます。夏の一夜、思い出作りのお手伝いが出来れば、とスタートしたポップラ劇場。今年、瀬戸内の小さな島の港町『汐島』を舞台に妖怪達との奇妙な交流を通して成長するハートフルファンタジーアニメーション映画「ももへの手紙」が上映されます。監督は沖浦啓之。

『汐島』は、大崎下島をモデルにし、特に御手洗地区が多く取り上げられています。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

(開催日/8月17日(土)16:00~21:00 会場/広島市中区基町・中央公園西側河岸緑地)



